令和2年(2020年)10月5日 区 民 委 員 会 資 料 環境部ごみゼロ推進課

(第70号議案)

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表

目次 (略)

第1章~第8章 (略)

附則

 $1 \sim 4$ (略)

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第55条に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合 は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基 準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32 年法律第26号) 第93条第2項に規定する平均貸 付割合をいう。) に年1パーセントの割合を加算し た割合をいう。以下この項において同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中 においては、年14.6パーセントの割合にあって はその年における延滞金特例基準割合に年7.3パ ーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パー セントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合 に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算 した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合 には、年7. 3パーセントの割合)とする。この場 合における延滞金の額計算において、その計算の過 程における金額に1円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨てる。

6 (略)

別表 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日(以下「施行日」 という。)から施行する。
- 2 改正後の附則第5項の規定は、施行日以後の期間 に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間 に対応する延滞金については、なお従前の例によ る。

目次 (略)

第1章~第8章 (略)

附 則

 $1 \sim 4$ (略)

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第55条に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合 は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律 第26号) 第93条第2項の規定により告示された 割合に年1パーセントの割合を加算した割合をい う。以下この項において同じ。)が年7.3パーセン トの割合に満たない場合には、その年(以下この項 において「特例基準割合適用年」という。) 中におい ては、年14.6パーセントの割合にあっては当該 特例基準割合適用年における特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算し た割合が年7.3パーセントの割合を超える場合に は、年7. 3パーセントの割合)とする。この場合 における延滞金の額計算において、その計算の過程 における金額に1円未満の端数が生じたときは、こ れを切り捨てる。

6 (略)

別表 (略)